

第 19 回総会 平成 30 年 12 月 26 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、12 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は農地改良届出が 1 件提出されておりますので報告いたします。番号 1 です。  
土地の所在：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、場所は〇〇集落から〇〇橋を渡った北側の農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：4,838 m<sup>2</sup>の内 2,000 m<sup>2</sup>、届出人：児湯郡新富町〇〇番地、〇〇、理由は土地が低く粘土質で水はけが悪いので盛土をすると共に、暗渠・明渠を設置して良好な農地として利用したいということです。現地確認をされています、地元委員の〇〇代理に報告をお願いします。

15 番 申請人は新富町〇〇番地、〇〇さんです。場所は〇〇集落から〇〇橋を渡った北側の農地です。4,838 m<sup>2</sup>の内 2,000 m<sup>2</sup>に 4.5m 間隔で暗渠排水を施し緑肥植物と穀類で土質を改善して、排水性、通気性を高め 20～30 cm の盛り土を行い、更に明渠を入れて排水をさらに高めて良好な農地にして、びわ、柿等の果樹作物を栽培したいということのようであります。

局 長 今月は、相続 3 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 3 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 19 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数でありますが、6 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8 番〇〇委員、25 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 113 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 113 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：

山林用地 1 件、田 2,210 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 1 件、田 2,210 m<sup>2</sup>、計も同じです。

1 項を説明します。申請者：南方の〇〇、申請地：大字尾八重字〇〇番 3 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,210 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：山林用地、施設内容：杉 520 本です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 今回は 3 番〇〇委員と私（18 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 12 月 17 日午前 8 時 30 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認 1 件、農地法第 5 条 3 件、順次報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

3 番 申請地は東米良地区の〇〇集落であります。国道 219 号線沿いの〇〇トンネルからひむか神話街道を約 10km 程行き、途中右折して〇〇集落方面に向い〇〇公民館から東へ約 1km 登った山中にある農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんは長年申請地周辺で農林業を営んでいますが、農作業に多大な労力を要する上、現地は鳥獣害が多く耕作を継続していくことは困難と判断して植林をして有効活用を図り適切に管理していくため今回申請したということであります。現地の状況は、東、西、南、北全て山林であります。雨水対策は自然浸透であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第114号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案  
します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第114号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農  
地転用別件数及び面積：転用目的、一般住宅建築用地1件、田452㎡、計も同じで  
す。合計1件、田452㎡、計も同じです。許可日：平成24年5月23日、シレイ6005-5-15  
1項を説明します。土地の所在：大字鹿野田字〇〇番1、登記・田、現況・雑種地、  
面積452㎡、承継人：宮崎市佐土原町〇〇の〇〇、被承継人：宮崎市下北方町の〇〇、  
用途：一般個人住宅用地、変更理由は、本申請被承継人は平成24年5月の許可を受  
けて、個人住宅建築の計画を進めていたが、家族の事情から建設を断念せざるを得な  
いこととなった。この度、承継人からの申し出を受け、計画変更承認に至ったもので  
あります。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 1項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線と  
県道福王寺・佐土原線が交差する場所にあります。本申請の譲渡人で被承継人の〇  
〇さんは平成24年5月23日付、シレイ6005-5-15にて許可を受けて、周囲にブロ  
ックを設けて造成を終えたが、生活を共にする予定の息子の事情により宮崎への帰  
省が困難になったため計画を断念した。今回新たに譲受人である承継人の〇〇さん

より一般個人住宅として利用したいとの話があったので譲渡することとなったということでもあります。現地の状況は東側が宅地、西側が県道、南側が宅地、北側が宅地です。生活排水は合併浄化槽を設置し雨水は道路側溝に放流するということです。また、土砂流出防止のため境界にブロックが設置してありますので、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意はこれから得るということでもあります。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同事業計画の変更はやむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第115号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：一般住宅用地1件、田452㎡、計も同じです。資材置場用地1件、田373㎡、計も同じです。その他1件、畑1,651㎡、計も同じです。合計3件、田825㎡、畑1,651㎡、計2,476㎡です。

先ず1項を説明します。譲受人：宮崎市佐土原町〇〇の〇〇、譲渡人：宮崎市下北方町の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1、登記・田、現況・雑種地、面積452㎡、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅1棟120.07㎡です。

次に2項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況とも田、面積373㎡、申請内容・目的：資材置場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自営建設業用資材置場です。

次に3項を説明します。譲受人：宮崎市城ヶ崎一丁目の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1他1筆、登記・畑、現況・原野、面積1,651㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル420枚です。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

18番 1項を報告いたします。先ほど議案第114号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認でご審議いただいた場所です。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道荒武・新富線と県道福王寺・佐土原線が交差する場所です。申請の理由は、譲受人は現在、宮崎市佐土原町で借家住まいですが、予てより持ち家を建設したいと計画していましたが、この度資金の目途がたったことから申請に至ったということでもあります。現地の状況は、東側が宅地、西側は県道、南側は宅地、北側が宅地です。生活排水は、合併浄化槽を設置し雨水は道路側溝に放流するという事です。また、土砂流出防止のため境界にブロックが設置してありますので、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意はこれから得るということでもあります。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

3 番 2項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落入り口の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが、この度、資材置場用地として利用するため譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。譲受人は建設業を営んでいますが、現在の資材置場は、借地であり位置的にも利便性に欠けるため現在住んでいる隣接地が合理的で効率的な業務運営が行われると判断し申請したものであります。現地の状況は、東側は市道、西側は農地、南側は農地、北側は宅地です。雨水対策としては、砂利敷きによる自然浸透処理で、南側に集水柵と排水パイプを新設するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、L型擁壁を設置するということでもあります。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」ではありますが、集落接続で周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設であることから、調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 3項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇入り口であります。県道荒武・新富線沿いの〇〇入り口から東に約200m進んだ旧たばこ共同乾燥施設の南側にある農地です。転用の理由であります。申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということであります。現地の状況は、東側は原野、西側は原野、南側は農地、北側は農地であります。雨水対策としては、基本的には砂利敷きで自然浸透処理であります。南側の水路にも放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲の畑に影響がないように勾配を付けて流出防止に努めるということであります。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 顛末書が添付されていますが、故意に転用したものでなく、原野となった経緯を説明したものであり、許可相当な案件として提案したものであります。

議長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 太陽光発電施設設置では排水が大変重要であり、その問題で苦慮しています。再度排水について説明をお願いします。市道に接続するのですか。

18 番 現場は2段の農地になっています。上の段と下の段の間に側溝（水路）がありますので、勾配を付けてそちらに放流します。

事務局 申請地は長園入り口の南の高台にある農地です。上の段と下の段の農地は5m程の段差があります。先ほどもありましたが、その間に側溝（水路）がありますので、勾配を付けて南側の山林、原野に放流しますので周囲には影響はないと判断します。

6 番 所有権移転となっていますが、売買価格はどれくらいですか。

事務局 〇〇㎡で〇〇円であります。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第116号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第116号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：売買2件、畑9,735㎡、計も同じです。贈与3件、田4,765㎡、畑111㎡、計4,786

m<sup>2</sup>です。合計 5 件、田 4,675 m<sup>2</sup>、畑 9,846 m<sup>2</sup>、計 14,521 m<sup>2</sup>です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

議長 次に 1 項、2 項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：聖陵町の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 6,255 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・売買です。

次に 2 項について説明いたします。譲受人：聖陵町の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 10 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 3,480 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 今回の申請地は、県道高鍋・杉安線の〇〇から北に向かい茶臼原の〇〇の手前の農地になります。1 項は穂北の〇〇氏から、2 項は南方の〇〇氏から、兼業で新規で農業を始められる聖陵町の〇〇氏への農業経営の安定のため規模拡大したいという要望による売買になります。

〇〇氏は製材業も経営されていますが、将来は農業にも参入して茶臼原地区でゆずを 9,735 m<sup>2</sup>作付けしたいとのことであります。農機具につきましては、トラックは所有していますが、植付用の重機、防除用の動噴、防除用タンク、運搬車はリースで確保していくということでもあります。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについては、1 項、2 項の取得地と合わせると問題ないことか

ら許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 譲受人は現在は製材所を経営しておられますが、この度農業に参入し、ゆずの栽培は森林組合の栽培歴を参照して作付けされるということであります。1項は反当〇〇円、2項は反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました1項、2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項、4項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,873 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

次に4項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：右松二丁目の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,802 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 今回の申請地は、県道高鍋・高岡線沿いの〇〇集落内の農地になります。3項は山田の弟の〇〇氏から、4項は右松二丁目の甥の〇〇氏から、譲受人の兄、伯父の〇〇氏への農業経営を支援するための贈与になります。譲受人は勤め先を退職して

新たに農業を始め経営の安定を図りたいということでもあります。申請地には水稻、飼料作物を作付けされるとのことでもあります。農機具につきましては、軽トラは所有していますが、トラクター、田植機、耕耘機は弟から借りるということでもあります。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについては、3項、4項の取得地と合わせると問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました3項、4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5項の説明をお願いします。

局長 5項について説明いたします。譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇他2名、申請地：大字黒生野字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積111㎡、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11番 5項について報告します。今回の申請地は、旧219号線から東九州自動車道の下  
の隧道を北に進んだ〇〇集落内の農地になります。今回の申請は、黒生野の〇〇氏  
他2名から、譲受人であります専業農家の黒生野の〇〇氏への農業経営の安定のた

め規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で水稻、野菜を約 26,032 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には白菜を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 117 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 117 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田 16,694 m<sup>2</sup>、合計 7 件、面積 16,694 m<sup>2</sup>です。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,011 m<sup>2</sup>です。

2 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登

記・現況とも田、面積 1,000 m<sup>2</sup>です。

3 項 譲受人：新富町新田の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 4,099 m<sup>2</sup>です。

4 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,000 m<sup>2</sup>です。

5 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,841 m<sup>2</sup>で農地等売買事業です。

6 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 5 筆、登記・現況とも田、面積 4,991 m<sup>2</sup>で農地等売買事業です。

7 項 譲受人：右松 3 丁目の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 4、登記・現況とも田、面積 1,752 m<sup>2</sup>で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、1 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項～7 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 7 項は担当委員が記載されていませんが、理由をおねがいします。

事務局 5 年前の公社へのあっせんで、今回はその買い戻しであることから、記載していません。

5 番 5 項、6 項の農地等売買事業は、次の購入者は決まっていますか。

事務局 次の議案第 118 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（利用権設定）の 28 項で購入予定者が公社と利用権設定をいたします。

20 番 宮崎県農業振興公社が購入する場合の地域で価格差がありますか。

事務局 皆さんの地区の単価（近傍価格）で購入します。通常のアッセンと同じです。

議 長 他にありませんか。

（なしの声あり）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 118 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（利用権設定）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 118 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（利用権設定）、件数及び面積：田 256,109 m<sup>2</sup>、畑 544 m<sup>2</sup>、合計 59 件、面積 256,653 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 29 件、田 88,021 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 30 件、田 168,088 m<sup>2</sup>、畑 544 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：旭二丁目の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番他

2 筆、登記・現況とも田、面積 3,007 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の新規設定です。

2 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他

4 筆、登記・現況とも田、面積 8,196 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

3 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1、登

記・現況とも田、面積 2,885 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

4 項 譲受人：妻町 1 丁目の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、

登記・現況とも田、面積 962 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

5 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、円滑化団体、〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,107 m<sup>2</sup>、1 月から 5 年の所有者代理事業による賃貸借の再設定です。

6 項から 27 項は JA 転貸になりますので、譲渡人、譲受人の順に申し上げます。

6 項、7 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,973 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

8 項、9 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 4,613 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

10 項、11 項、譲渡人、譲受人とも下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 1,798 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

12 項、13 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,200 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

14 項、15 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 3,003 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

16 項、17 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,978 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

18 項、19 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,978 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

20 項、21 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財

字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,985 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

22 項、23 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 5,983 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

24 項、25 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,628 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

26 項、27 項、譲渡人：下三財の〇〇、譲受人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,615 m<sup>2</sup>、1 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

28 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 6 筆、登記・現況とも田、面積 7,832 m<sup>2</sup>、1 月から 4 年 10 ヶ月年の特例事業による賃貸借の新規設定です。

29 項から 59 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 29 項を読み上げ後は省略します。

29 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,386 m<sup>2</sup>、2 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、1 月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から59項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後5時20分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

25 番 \_\_\_\_\_